「箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例」で設置する機関等

市長

重大事態の調査報告

教育委員会

いじめ防止対策推進法第７条

・学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

情報連携

人権政策課
子ども・いじめ相談係

・行政的アプローチの実施

・法的アプローチの実施

いじめ防止対策推進法第 14 第 1 項
箕面市いじめ問題対策連絡協議会

・いじめの防止等に関する機関・団体の連携の推進、必要な事項の協議、連絡調整

【構成】

・箕面市教育委員会の代表者　箕面市立小学校の代表者　箕面市立中学校の代表者

・箕面補導地区少年補導協助員連絡会の代表者　・箕面市民生委員児童委員協議会の代表者

・箕面地区人権擁護委員連絡会の代表者　・箕面市 PTA 連絡協議会の代表者

・大阪法務局人権擁護部の代表者　・大阪府箕面子ども家庭センターの代表者

・大阪府箕面警察署の代表者

いじめ防止対策推進法
第 30 条第 2 項
箕面市いじめ
重大事態再調査委員会

・市長の附属機関

・いじめに係る重大事態に係る再調査

いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項
箕面市いじめ等調整委員会

・教育委員会の附属機関

・いじめ、体罰等、児童生徒等の教育に関わる諸問題等に対して意見を述べる

・重大事態への学校が実施した事実関係の調査結果及び措置に対して意見を述べる

【構成】・法律、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者

・その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会は任命する。

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項
箕面市いじめ重大事態
第三者調査委員会

・教育委員会の附属機関

・いじめ重大事態に係る事実関係についての調査審議

・委員は、調査の公平性・中立性確保の観点から、職能団体からの推薦により構成

【構成】・法律、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者

・その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会は任命する。